

令和3年度第2回

一宮市都市計画審議会
議事録

一宮市都市計画審議会

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が令和3年12月17日午後2時00分、本庁舎14階大会議室に招集された。

記

1. 諮問事項

議案第1号 尾張都市計画道路の変更（一宮市決定）

議案第2号 尾張都市計画道路の変更（愛知県決定）

2. 出席委員 15名 の内3名オンライン参加（◇名前表記）

◇小野 悠、嶋田 喜昭、◇宮本 由紀、吉田 明、市川 智明、宇山 祥子、

◇渡部 晃久、中村 かずひと、横井 忠史、松井 哲朗、石田 智子、

齋藤 実（代理出席：高木 昭浩）、高木 浩孝、富山 弘美、中島 一（代理出席：山田 健爾）

4. 欠席委員 2名

櫻木 耕史、豊島 半七

[事務局]

まちづくり部長 山田 芳久

まちづくり部次長 鈴木 克成

都市計画課長 滝沢 文清

同都市計画G専任課長 海田 真宏

同G課長補佐 野々村 貴志

同G主査 藤本 博文

同G担当 小川 裕太

農業振興課長 加藤 伸治

同農政G主任 坂口 達郎

公園緑地課長 稲本 直喜

会 議 顛 末

開

会

午後2時00分

事 務 局

(開会のことば)

お待たせいたしました。ただいまより、令和3年度第2回一宮市都市計画審議会を開催させていただきます。本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の審議会も前回同様、コロナウイルス感染防止対策として、本会場と、オンライン参加を併用しての開催とさせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、ご対応・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は、15名でございます。一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。なお、櫻木委員ならびに豊島委員におかれましては、本日ご都合が悪く、ご欠席されております。また、人事異動に伴い、田中委員に代わりまして新たに一宮警察署長に就任されました齋藤実様に委員をお願いすることとなりましたので、ご報告いたします。なお、齋藤委員におかれましては、本日ご都合が悪く欠席されておりますが、一宮市都市計画審議会運営規則第5条に基づき代理が認められておりますので、愛知県一宮警察署交通課の高木昭浩様に代理出席いただいております。

同様に、中島委員におかれましては、愛知県一宮建設事務所道路整備課長の山田健爾様に代理出席いただいております。

なお、本日の議案におきまして、一宮市都市計画審議会運営規則第6条に規定する除斥の対象となる委員はおみえになりませんので、併せてご報告させていただきます。

本日の議題は2議題でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、円滑な議事進行にご協力いただきたいと存じます。

それでは、開会に当たりまして、会長には、ごあいさつと、その後の議事の進行をお願いいたします。

会

長

(会長あいさつ)

会長を仰せつかっております大同大学の嶋田と申します。

本日は、大変お忙しいところ、当審議会にご出席頂き誠にありがとうございます。着座にて失礼いたします。

本日は、議案第1号としまして、尾張都市計画道路の変更(一宮市決定)、議案第2号としまして、尾張都市計画道路の変更(愛知県決定)の2議案がございます。いずれも都市計画道路の変更ということで、活発なご意見よろしく願いいたします。

会

長

(議事録署名者の決定)

次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。

当審議会運営規則第10条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。議事録署名者は、審議会委員名簿順にお願いしておりますので、松井委員と石田委員にお願い致します。

(議案の審議)

会 長	<p>それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます前に、前回の令和3年10月26日に開催されました、第1回審議会の議案第1号尾張都市計画生産緑地地区の変更（一宮市決定）について事務局よりお話があると伺っております。</p> <p>事務局、よろしく申し上げます。</p>
事 務 局	はい、会長。
会 長	はい。
事 務 局	<p>前回ご審議頂きました尾張都市計画生産緑地地区の変更につきましては、確認不足等もあり、十分な説明が出来ませんでした。申し訳ございませんでした。</p> <p>本日は、お時間を頂きまして、説明の訂正をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。資料につきましては、会場の委員の皆さまは、スクリーンに表示しております。オンラインでご参加頂いております委員の皆さまは、事務局側の画面の共有操作をし、資料を表示させて頂きます。</p> <p>前回ご質問のありました、一団番号3-14、3-15、3-16につきましては、寄付をいただく前から市民農園として利用されているというご説明をいたしました。正しくは、一団番号3-14は、寄付をいただく前は個人の畑として使用されておりました。また、一団番号3-15及び3-16については、市民農園ではなく、第一分区園という名称の都市公園の一部でありました。</p> <p>補足をさせていただきますと、第一分区園とは、広場や休憩所、ベンチなどがある、一般的に皆さまが思い浮かべる公園の部分と、81区画に区分して多くの市民に農作物などを栽培してもらう分区園、いわゆる農園で構成されている施設となります。</p> <p>また、一団番号3-14につきましては、現段階では、未整備の公園予定地であり、今後、利用状況などを踏まえ、整備方針を決定していく予定の土地でございます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、令和3年度第1回一宮市都市計画審議会第1号議案の説明の訂正とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>はい。訂正の説明ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の議案の審議に入らせて頂きます。議案第1号尾張都市計画道路の変更（一宮市決定）と、議案第2号尾張都市計画道路の変更（愛知県決定）は、どちらも都市計画道路の変更についての議案となりますので、併せてご審議賜りたいと思っております。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、会長。
会 長	はい。
事 務 局	<p>それでは、議案について、ご説明させていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。以降、着座にて失礼いたします。</p> <p>議案第1号は、尾張都市計画道路の変更（一宮市決定）、議案第2号は、尾張都市計画</p>

道路の変更（愛知県決定）でございます。

議案第2号の県決定による変更についてですが、江南市内、稲沢市内の説明は省略し、一宮市内の変更箇所のみご説明いたします。

決定権者は異なりますが、ともに一宮市における都市計画道路の変更についての議案となりますので、合わせて、ご説明いたします。

一宮市決定は、都市計画道路の全部あるいは、一部が市道となっている路線の変更となります。愛知県決定は、都市計画道路の全部あるいは、一部が国道や県道となっている路線の変更となります。

はじめに、見直しの考え方等の全体を説明したのち、個別路線について説明し、本2議案の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

今回、見直しを行う背景としまして、都市計画道路の多くは、戦後の高度経済成長期の都市の成長・拡大を前提に計画されたものであり、計画決定時から現在にかけて社会経済情勢などは大きく変化しております。

例えば、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて集中的に整備されたインフラが、今後急速に老朽化するため、この更新などにかかる費用の増加が見込まれることや、長期未着手の都市計画道路について、平成17年の最高裁の判決では、建築制限は受忍の範囲であり補償の必要なしとしながら、制限が長期にわたる場合、制限内容だけで損失補償の必要なしとするのは疑問、と補足意見が付されております。

この図は、一宮市の都市計画道路の整備状況を示した図です。

一宮市の都市計画道路は、全部で84路線あり、延長は268.92kmでございます。黒色で示した区間が整備中または事業中の区間となります。

紫色で示した区間が、未整備の区間で、42路線ございます。

改良済み区間の延長としましては、179.25kmであり、残り89.67kmが未整備となっております。全体の3分の1が未整備となっております。

また、未整備の都市計画道路の多くが計画決定から50年以上経過している状況にあります。

この図は、平成30年8月に愛知県から示されたガイドラインにある見直しのフロー図です。

ひとつ、全ての未着手区間について見直しを検討する、ひとつ、社会情勢の変化などを考慮して必要性を検証する、ひとつ、財政負担の軽減、既存ストックの有効活用を考慮して代替性を検証する、の3つを基本的な考え方としています。

このフロー図に従い、検証致しました。最下段に、②別途計画検討とありますが、これについては、一宮市としては、事業化に際し再検討することとし、①存続にしております。

こちらは、議案第1号、議案第2号、共通の総括図になります。

未整備路線42路線のうち一部廃止と全線廃止を合わせて、15路線21区間を廃止いたします。

また、緑色で表示しました部分が、一宮市決定で変更する箇所、赤色で表示しました部分が、県決定で変更する箇所となります。詳細は、後ほど説明いたします。

次に、都市計画変更手続きについて、ご説明いたします。

この案に関しましての説明会を、令和2年9月23日から令和3年5月18日にかけて、計4回開催いたしました。

関係機関協議を経て、変更案の縦覧を、令和3年11月12日から11月29日の期間に実施いたしましたが、意見書の提出はございませんでした。

本日、ご審議頂いた後に、市決定案件につきましては、愛知県知事協議、県決定案件につきましては、県の都市計画審議会、国土交通大臣協議、大臣同意ののちに、都市計画変更の告示を令和4年3月に予定しております。概要説明は、以上でございます。

それでは、議案第1号 尾張都市計画道路の変更（一宮市決定）について、ご説明させていただきます。

こちらは、総括図になります。緑色で表示しました部分が、今回、一宮市決定で変更する箇所となります。

実線部分の路線を廃止することにより、破線部分の路線を残すこととなります。

また、丸で示した箇所は、路線の廃止により都市計画道路で定める交差点箇所数が減少する箇所でございます。

それでは、個別路線について、ご説明いたします。

まず、岩倉街道線について、ご説明いたします。

この路線は、一宮市中心部から岩倉市方面へつながる廃線敷を利用した幹線街路として、都市計画決定されました。

整備状況は、一宮市中心部から市街化区域内約970mの区間は整備済みですが、それ以外の約2,750mの区間については未着手となっています。

黄色で示しました区間は廃止区間、ピンク色で示しました区間は存続区間、水色で示しました区間は代替道路となっております。

この未整備区間の同位置には、水色で示しました、2車線で両側歩道を有する幅員約10mの市道0115号線が供用されています。また、この未整備区間の周辺には2車線で概ね片側歩道を有する幅員約8mの市道0148号線、バス路線に指定されている2車線で両側歩道を有する幅員約18mの県道浅井清須線が供用されており、未着手区間の代替機能を担っています。

このことから、約1,250mの一部区間について廃止します。

続きまして、奥末広線について、ご説明いたします。

この路線は、一宮市中心部から濃尾大橋への円滑な交通処理を行うアクセス道路として、都市計画決定されました。

路線の西側に位置する黄色部分の約550mの未整備区間の東側には、水色で示しました、2車線で両側歩道を有する幅員約12mの県道西萩原北方線が供用されており、未着手区間の代替機能を担っております。

このことから、約550mの区間について廃止します。

次に、今伊勢北方線について、ご説明いたします。

この路線は、今伊勢町地区から木曾川町地区を通り、北方町地区を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。

整備状況は、南側約1,490mについては整備済みとなっておりますが、それより北の約1,330mの区間については未着手となっています。

当路線と国道22号との交差点においては、交差角が現行の道路構造令の基準を満たし

ておらず、事業実施上の課題を有しています。

また、当該区間の東側には、水色で示しました、広い路肩を有する2車線で幅員約8mの県道光明寺木曾川停車場線や、6車線で両側歩道を有する幅員約42mの国道22号が供用されており、未着手区間の代替機能を担っております。

以上のことから、約750mの一部区間について、都市計画を廃止します。

また、一部区間の廃止に併せて路線名称を3・5・301号黒田門間線に変更します。

次に、木曾川玉野線について、ご説明いたします。

この路線は、一宮市南部から濃尾大橋への円滑な交通処理を行うアクセス道路として、都市計画決定されました。

木曾川町玉ノ井地内から起地内までの約2,970m、および明地地内から玉野地内までの約1,690mの一部区間について、廃止します。

また、一部区間の廃止に併せて路線名称を3・4・304号起明地線に変更します。

具体的には、濃尾大橋より北側の整備状況は、約2,970m全線が未着手となっております。

当該区間の東側には、水色で示しました、2車線で概ね両側歩道を有する幅員約12mの県道西萩原北方線が供用されており、未着手区間の代替機能を担っております。

濃尾大橋より南側の整備状況は、濃尾大橋から南へ五城公園までの約1,070mの区間及び名神高速道路から南へ都市計画道路 萩原祐久線までの市街化区域内約410mの区間については整備済みとなっておりますが、その他約2,990mの区間は未着手となっております。

未着手区間のうち、都市計画道路 萩原祐久線との交差点より南は、明地工業地区の中央を通過するかたちとなっておりますが、その整備には大規模な支障物件移転が必要などの事業実施課題があります。

また、当該区間の同位置には、水色で示しました、2車線で片側歩道を有する幅員約10mの市道0146号線及びN3123号線が供用されており、未着手区間の代替機能を担っております。

次に、小信高野島線について、ご説明いたします。

この路線は、濃尾大橋への円滑な交通処理を行うアクセス道路として、都市計画決定されました。

整備状況は、約2,280mの全区間について未着手となっております。

当路線の周辺には、水色で示しました、2車線で両側歩道を有する幅員12mの県道西萩原北方線や、2車線で両側歩道を有する幅員約12mの市道L1230号線及びL1358号線が供用されており、当路線の代替機能を担っております。

このことから、約2,280mの全区間について廃止します。

次に、小原線について、ご説明いたします。

この路線は、奥町地区から開明地区を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。

整備状況は、約590mの全区間について未着手となっております。

当路線の計画は木曾川高等学校の敷地を分断しており、事業実施上の課題を有しています。

また、当路線の西側には、水色で示しました、2車線で両側歩道を有する幅員約12mの県道西萩原北方線、東側には2車線で片側歩道を有する幅員約9mの県道萩原三条北方

線が存在し、当路線の代替機能を担っております。

以上のことから、約590mの全区間について廃止します。

次に、西御堂線について、ご説明いたします。

この路線は、萩原町地区内を東西に結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。

整備状況は、西側から約1,730mの区間は整備済みですが、それより東の約620mの区間については未着手となっています。

当該区間の東側に位置する終点部の稲沢市側には都市計画道路がなく、当該区間は道路ネットワーク機能が整っていない計画区間となっています。

また、当該区間の同位置には、幅員約5mの市道0110号線が供用されており、当路線の代替機能を担っております。

以上のことから、約620mの区間について廃止します。

次に、二ツ屋小原線について、ご説明いたします。

この路線は、濃尾大橋への円滑な交通処理を行うアクセス道路として、都市計画決定されました。

整備状況は、約1,360mの全区間について未着手となっています。

起点部から東側約390mの区間のそばには、水色で示しました、2車線で両側歩道を有する幅員約12m県道西萩原北方線が供用されており、未着手区間の代替機能を担っております。

このことから、約390mの一部区間について廃止します。

次に、奥西御堂線について、ご説明いたします。

先に説明しました、小信高野島線の路線の廃止に伴い、平面交差箇所数を10箇所から9箇所に変更します。

次に、一中線について、ご説明いたします。

こちらも先程と同様、小信高野島線の路線の廃止に伴い、平面交差箇所数を5箇所から4箇所に変更します。

次に、昭和宮地線について、ご説明いたします。

県決定案件で詳細をご説明させていただきますが、今回の県決定の変更において、一宮蟹江線の赤色の実線で示した区間を一部廃止します。これに伴い、一宮蟹江線が分断されますので、緑色の破線で示した区間の路線名称を3・4・328号昭和宮地線に変更します。

以上が、議案第1号 尾張都市計画道路の変更（一宮市決定）となります。

つづきまして、議案第2号 尾張都市計画道路の変更（愛知県決定）について、ご説明させていただきます。

こちらは、総括図になります。議案第1号と同様のものとなります。

これから説明させていただく箇所は、赤色で表示しました箇所で、県決定で変更する箇所となります。それでは、個別路線について、ご説明いたします。

まず、一宮犬山線について、ご説明いたします。

この路線は、一宮市と犬山市を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。

整備状況としては、一宮市中心部から約4,670mの区間は整備済みとなっていますが、江南市境の約910mについては未着手・未整備となっています。

では未着手区間の拡大図を表示します。

現道には、水色で示しました、2車線で概ね片側歩道を有する幅員約9mの県道一宮犬山線が存在し、未整備区間の代替機能を担っております。

また、現在歩道がない箇所においては、歩道整備事業が進められております。

以上のことから、約910mの一部区間を廃止します。

また、これに伴い、一宮市北園通四丁目地内から一宮市瀬部字巡見地内の路線名称を3・4・110号北園通瀬部線に変更します。

つづきまして、一宮各務原線について、ご説明いたします。

この路線は、一宮市と岐阜県各務原市を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。

整備状況は、一宮市中心部市街化区域内の約2,240mの区間及び県道里小牧北方江南線と当路線との交差点部の前後約240mの区間は整備済みとなっておりますが、その他の市街化調整区域内の約3,810mについては未着手・未整備となっております。

現道には、水色で示しました、広い路肩を有する2車線で幅員約9mの県道一宮各務原線が存在し、未着手区間の代替機能を担っております。

以上のことから、約4,050mの区間について廃止します。

また、これに伴い、代表幅員に変更が生じたため、存続区間の路線番号を3・5・11号から3・4・11号に変更します。

つづきまして、一宮蟹江線について、ご説明いたします。

この路線は、一宮市と稲沢市を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。

整備状況は、北に位置する一宮市中心部の約850mの区間と、稲沢市境付近の約530mの区間は整備済みとなっておりますが、その他の約1,560mについては未着手・未整備となっております。

現道としては、水色で示しました、4車線で両側歩道を有する幅員約24mの都市計画道路一宮春日井線と、2車線で片側歩道を有する幅員約9mの県道一宮蟹江線が存在し、未着手区間の代替機能を担っています。

以上のことから、約1,560mの区間について廃止します。

また、これに伴い、南側の存続区間を3・4・13号一宮蟹江線に変更します。

次に、光明寺二ツ屋線について、ご説明いたします。

この路線は、一宮市北部の外郭を形成する幹線街路として、都市計画決定されました。

整備状況は、ほぼ整備済みとなっておりますが、起点側の約770m、名鉄尾西線との交差部約200m及び終点部の約740mの区間については未着手・未整備となっております。

起点側の小信中島地内から奥町地内までの約770m及び名鉄尾西線との交差部、木曾川町玉ノ井地内の約200mの区間について廃止します。

また、これに伴い、存続区間6,870mの路線名称を3・5・32号玉ノ井光明寺線に変更し、存続区間930mを3・5・111号玉ノ井奥線に変更します。

それでは個々に具体的にご説明致します。

まず、起点部分ですが、現道としては、水色で示しました、2車線で両側歩道を有する幅員約12mの県道西萩原北方線が存在しており、円滑な交通処理が行われているところです。

つづきまして、名鉄尾西線との交差部についてです。平面交差で踏切を新設する形で計

画されていますが、当該区間の約100m南側では、都市計画道路 南通線と鉄道との交差は踏切構造により整備され、周辺地域の円滑な交通処理を行っています。今後、この鉄道との交差部を整備することを想定した場合、新設踏切整備は認められていないことより、立体交差構造に見直した上、整備する等の必要があります。しかし、立体交差事業を進めると、宅地の拡大が進んだ今のまちなみを壊してしまうことや、既設道路に擦り付けが困難なことから、大規模な面的整備事業が必要となるとともに事業化の目処が立たない状況です。

現道としては、水色で示しました、2車線で両側歩道を有する幅員約12mの県道西萩原北方線が存在しており、円滑な交通処理が行われているところです。

次に、五城森上線について、ご説明いたします。

この路線は、旧尾西市と旧木曾川町を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。

整備状況は、南に位置する終点側は概ね整備済みとなっておりますが、北に位置する起点側の約1,020mの区間は未着手・未整備となっております。

では未着手区間の拡大図を表示します。

現道には、水色で示しました、2車線で両側歩道を有する幅員12mの県道西萩原北方線が存在し、未着手区間の代替機能を担っております。

以上のことから、約1,020mの区間について廃止します。

次に、尾西稲沢線についてご説明いたします。

この路線は、旧尾西市と稲沢市を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。

整備状況は、一部整備済みとなっておりますが、西に位置する起点側の約1,050mについては未着手・未整備となっております。

では未着手区間の拡大図を表示します。

現道には、水色で示しました、2車線で両側歩道を有する幅員10mの県道羽島稲沢線が存在し、未着手区間の代替機能を担っており、周辺の都市計画道路 尾西津島線や都市計画道路 五城森上線などの幹線道路を結ぶネットワークを形成しています。

以上のことから、約1,150mの区間について廃止します。

次に、尾西津島線について、ご説明いたします。

この路線は、一宮市南西部や稲沢市から一宮市市街地方面及び岐阜県羽島市方面への円滑な交通処理を行うアクセス道路として、都市計画決定されました。

整備状況は、濃尾大橋と接する起点側の約600mの区間については整備済みとなっておりますが、その他の区間については未着手・未整備となっております。

当路線には、旧美濃路の起宿に由来する富田の地藏寺があり、事業実施上の課題を有しております。また、計画通り整備した場合、堤防道路である県道一宮津島線の交通を現道拡幅区間へ転換させることとなり、沿線の住環境の保全や交通安全上の課題があります。

また、水色で示しました、2車線で幅員約8mの県道一宮津島線や、存続する都市計画道路ネットワークにより、岐阜県羽島市方面や一宮市市街地方面へのアクセスは円滑に行われております。

以上のことから、約1,000mの区間について廃止します。

次に、北尾張中央道について、ご説明いたします。

議案第1号にて説明しました、小信高野島線の路線の廃止に伴い、平面交差箇所数を33箇所から32箇所に変更します。

次に、国道22号線について、ご説明いたします。

議案第1号でご説明しました、今伊勢北方線の一部区間の廃止に伴い、平面交差箇所数を18箇所から17箇所に変更します。

次に、今伊勢三ツ井線につきましては、

先にご説明しました、一宮各務原線の一部区間の廃止及び議案第1号でご説明しました、岩倉街道線の一部区間の廃止に伴い、今伊勢三ツ井線の平面交差箇所数を13箇所から11箇所へ変更します。

また、岩倉街道線につきましては、

議案第1号でご説明しました岩倉街道線の一部区間の廃止に伴い、存続区間を3・4・20号岩倉街道線に変更します。

次に、奥末広線について、ご説明いたします。

議案第1号でご説明しました小原線の全線の廃止に伴い、平面交差箇所数を12箇所から10箇所へ変更します。

次に、木曾川古知野線について、ご説明いたします。

先にご説明しました、一宮各務原線の一部区間の廃止に伴い、平面交差箇所数を12箇所から11箇所へ変更します。

次に、濃尾大橋線について、ご説明いたします。

先にご説明しました、尾西津島線の一部区間の廃止に伴い、平面交差箇所数を25箇所から24箇所へ変更します。

以上、議案第1号、及び議案第2号の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 はい、ありがとうございます。非常にたくさんの変更箇所がございますが、審議をお願いしたいと思います。ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

委員 はい。

会長 はい。

委員 私の方から確認をさせて頂きたいことがあります。本日、上程されております全ての都市計画につきましては、すでに関覧の方がなされており、地元の方の了解がとられていることであると思いますが、今回の廃止にあたって、代替道路として定義されているところにつきましてはの整備計画について、改めて確認させていただきます。

例えば3・4・20号 岩倉街道線ですが、一宮市道0148号線と市道0115号線で代替ができるということで話がございました。市道0115号線と市道0148号線を繋ぐための道路は、現状では非常に細い道路である状況と認識しています。今、写真で示しますと、JAさんの脇の交差点から北へ上がる道が、大型トラックやバン等が入れないほど幅員が狭い道でございます。このような道は、今まで計画が残っていることによって整備に踏ん切りがつかないところがあるとは思いますが、今回路線を廃止することによって、今後フォローをしていかないといけないと思っております。幅員が狭い代替道路の取り扱いについて、今後の考え方について確認したいと思います。

会長 はい。ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

事務局 代替道路の幅員が狭い区間など、今後整備をどのように行っていくかについてですが、現道対策が必要な場合については、住民の方の意向をお伺いしながら対策を検討していくこととなります。これら未整備区間の存在は、都市計画道路の有無に関わらず元来その道路が抱えている問題でもございますので、継続して検討対応していくものと考えております。

委員 ご説明ありがとうございました。地元の方との協議によって、今後計画が変わっていくかと思えます。今まで、ここに道路の整備計画があるから狭い道路の整備がなかなか上手くいかないと説明をされている住民の方のお気持ちを考えると、今回の都市計画の変更によって大きく状況が変わるかと思えます。特に代替道路に設定されたところの住民の皆様にご丁寧な説明をして頂き、今後の計画に反映させて頂きますようお願いしたいと思えます。私からは以上です。

会長 はい、ありがとうございます。非常に重要なご指摘かと思っております。
今ご指摘いただいたように、代替道路の構造と接続する都計道の道路構造があまりにも乖離しているところが、他にもあるのでしょうか。接続するといっても構造の乖離があると交通処理も難しいので。他に無ければいいのですが。たまたま指摘頂いたところが狭いのか、他にあれば一緒にご検討頂きたいと思えますが。

事務局 先程ご指摘頂きました路線については、幅員が狭く大型車両は通れないかもしれませんが、現実的な大型車両の通行と致しましては、代替道路としての明示ではないのですが、東側の浅井清洲線を北上致しまして、国道 155 号を廻る形で迂回路としては機能しているところがございます。
他の路線についても、現道の右折レーンが無いところがなかにはございます。今後、地元のご意見をお聞きしながら、個別の対応を取っていくことになろうと思えます。

会長 はい、わかりました。是非、個別の対応をお願いしたいと思います。
他にいかがでしょうか。

委員 はい。

会長 はい、お願いします。

委員 自分の生活圏内の路線しか分からないのですが、尾濃大橋から東の方へ行く道で、計画道路を廃止して、既存道路を使用していくということですが、その道路は結構大型車が通行します。将来もう 1 本橋が出来るので、多少岐阜から往来するトラックも減るかとは思いますが、名鉄尾西線の踏切を越した交差点は譲り合いが無いと、北の方へ行けません。その東の西尾張中央道の交差点も右折レーンが無いので、譲り合いで曲がっていくのです

が、今後個別の対応ということなので要望が無ければ拡幅されないかもしれませんが、自転車交通も結構あるので、そのあたりの計画はあるのでしょうか。道路が細いが故に事故が多いのかなと気になりましたので、思いついた点があれば教えて欲しいです。

会 長 はい、事務局いかがでしょうか。

事 務 局 現段階で、この廃止に伴って既存の道路を整備していく計画等はありません。申し訳ございません。

渋滞等につきましては、調査・確認をさせてもらっております。踏切への電車の入るタイミングで、信号部での渋滞等が発生することも見受けられますが、一時的なものであるということで、今回廃止としております。

西尾張中央道の所もということですが、右折帯が無い箇所においては、1台が右折待機していると、どうしても渋滞してしまう箇所は各所にあるとは思いますが、そのような箇所は地元の意向を伺いながら対応できる範囲内で道路管理者にお伝えしながら検討していくこととなりますので、もし渋滞などでお困りの箇所があるなら、ご相談の方を頂きたいと思えます。

会 長 お話の中で、歩行者、自転車の交通のお話をされた点についてはいかがでしょうか。

事 務 局 この路線は両側に歩道が存在していますので、問題ないと考えています。

委 員 ほかの路線と勘違いしていたかもしれません。すみません。

会 長 ほかにいかがでしょうか。特に地元の委員の方、いかがでしょうか。

委 員 はい。

会 長 はい、お願いします。

委 員 議案と関連する話になりますので、審議に適當でない場合は止めて頂ければ結構です。

都市計画道路の見直しのスケジュールの説明がありましたが、今日説明頂いたものと去年の9月に住民の皆さんに説明したものと変わっている箇所があると思えます。変わった箇所が多いのか、少ないのか、ご例示頂きたいと思えます。

事 務 局 一番初めに説明会を4回開催したと説明させて頂きました。このうち9月に開催させて頂きました3回につきましては、素案の説明会ということで実施させて頂いております。その時点では、廃止路線17路線24区間ということでご説明させて頂きました。そして、今回の案として示させて頂いたのは、15路線21区間ということで、数字上は2路線の減ですが、実質的には3路線、廃止から継続検討へ廃止を見送った路線がございます。

ひとつが、3・4・24号 加茂伝法寺線。もうひとつが、3・4・56号 一宮舟津

線。3・5・21号 奥末広線。この3路線が廃止を見送った路線でございます。

委員 ご説明ありがとうございます。その中で加茂伝法寺線が自分の住んでいるところとも近いのでご質問なのですが、全部廃止や一部廃止ではなく継続検討となったわけですが、状況によっては一部廃止でもよかったのかなと思っておりますが、地域の方から要望もあったとも聞いておりますので、どのような要望があったか教えてもらえますか。

事務局 ご要望の内容としましては、北尾張中央道、国道155号線の加茂交差点から県道193号線までの区間については計画を存続して欲しいというものでございました。

委員 193号線というのは、西大海道から東へ行く県道大垣江南線ですか。

事務局 はい、県道大垣江南線です。

委員 わかりました。では、確認させてもらいますと、県道大垣江南線から北にあたるところの加茂伝法寺線は残してもいいという地域の要望はなかったということですか。

事務局 要望の内容としましては、県道大垣江南線から155号線までの存続ということでございました。素案では、ネットワークとしての必要性のないものと判断し廃止としましたが、代替となる路線の機能拡充や信号交差点等の対処を含めて、継続的に検討する案と変更したものであります。

委員 そうすると、県道大垣江南線から北側のところというのは、地域の方々も残してほしいという要望は無いなかで残っています。残っているのは致し方ないということも理解できるのですが、県道大垣江南線より北側の所の路線は、見込みがない可能性も高いので、見込みがないならば早めに一部廃止を検討していくべきだと思いますがいかがでしょうか。

事務局 もともと全体を廃止ということでご提案させて頂いた路線でございますので、今回部分的な一部廃止も検討したところではございますが、県道大垣江南線の西側に既存の信号がございます。そこと東側約80mに接続するような都市計画道路でございますが、部分的に一部廃止にして、そこに新たに交差点ができるといったところで、安全性や、線形の検討が必要になる等、様々な問題が生じて参ります。現在、東側には県道鹿ノ子島南小湊線もございますので、これも含めながら一体的に調整・検討を進めていくということで、路線全体を継続検討として、廃止を見送った次第でございます。

今後、早めにという意見ではございましたが、基本的に都市計画道路の見直しは概ね10年に1回くらいのペースで見直しをしていくところでございます。また、今回、平成30年に愛知県から見直しのガイドラインが提示されて見直しを行っているところですが、おそらくまた10年後くらいにガイドラインが提示され見直しを進めることになろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員 そうすると、端的に言うと10年は触れないと思えばいいですか。

事務局 概ね10年と思います。

委員 そうですか。地域の方は、それを望んでいなかった案である可能性が高い気がします。要望と結論が乖離してしまっている案になってしまったのではないかと。この案は、地域の方、住民の方には説明されているのですか。

事務局 南側のところを残してほしいという要望を頂いたなかで、全体検討をして変更しております。

委員 県道大垣江南線の北側は10年間残ってしまうことのご理解は得ているのでしょうか。

事務局 厳密にそのことについて、地元の説明はしておりません。

委員 ということは、地元の方には理解して頂いてない案ということですか。

事務局 そのようなことを踏まえ、この案の説明会を開催し、ご理解を頂いているところがございます。実際に、存続にしましたというところを説明させて頂いております。地元に入っ
てまでの説明は行っておりませんが、説明会のなかでは説明させて頂いております。

委員 確認すると、地域の中に入っただけの説明は無かったということですが、10年間触れない
ということは、どこで説明されたのですか。

事務局 令和3年5月に実施しました全体の説明会ならびに縦覧を実施しておりますので、その
中にご理解を賜っていると解釈しています。

委員 令和3年5月の説明会は、どこで行ったのか、どのように市民の方に説明会を周知した
のか教えてください。

事務局 令和3年5月の説明会は、一宮庁舎の14階の大会議室で行いました。市の広報、WEB
ページにて周知致しました。

委員 ちなみに、説明会は何人くらいの方がいらっしゃったのですか。

事務局 約10人でございます。

委員 参加者の方の住所と名前は把握されていますか。

事務局 把握してはございません。

委員 説明会があるということを、広報やWEBページで確認されたうえで参加されないこと

は了ということであるとは思いますが、見落としていた方もいるということですかね。

事務局 法手続き的に説明会や縦覧を行っているところではありますが、個々の方々にひとつひとつご理解いただくことができていないというお話であればそうかもしれません。

事務局 実際、開催のご案内だけではなく、内容についても WEB ページには掲載させて頂いておりました。ある程度の期間、資料は閲覧可能であり、ご意見も無かったというところで、認められた、ご理解頂いたと解釈しております。

委員 ある程度、理解しました。たまたま見ない人が、もしした場合だと、後からなぜそうなってしまったと言われる可能性もあると思います。しかしながら、市として手続き上は、踏むことは踏んでいると理解しましたし、後々どうだという話が出てくるとは思いますので、しっかり市としてフォローしていくべきではないかな、という意見と要望をお伝えして終わらせて頂きます。ありがとうございました。

会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

会長 私から確認ですが、都市計画見直しのフロー図がございますよね。これは愛知県のガイドラインですけども、気になったのは必要性に関する調査で、最初に計画上の必要性があるかどうかを検証されていますが、道路というのはまずは交通機能を確保するというのが重要になってきて、その辺の検証はどのような形でされているのか。いかがでしょうか。例えば交通需要予測をしているのかどうか。

事務局 計画の必要性につきましては、道路ネットワーク機能の確保、渋滞の緩和、主要な施設へのアクセスの確保、交通結節機能及び公共交通の支援、歩行者・自転車の安全で円滑な移動の支援を踏まえて検証しています。

会長 質的なチェックだけではなく、数値的なチェックもされているか聞きたいのですが。例えば、交通量とか。

事務局 最終的に路線廃止の道路ネットワークに対して、令和17年のOD表より推計した将来交通量配分から、路線ごとの交通量を交通容量で除した混雑度によって影響の評価を行っております。

会長 なるほど。納得しました。配分シミュレーションをされているということですね。ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。

会長 他にご意見がなければ採決に移らせていただきます。議案第1号尾張都市計画道路の変更（一宮市決定）ならびに議案第2号尾張都市計画道路の変更（愛知県決定）について、

原案のとおり可とする旨、答申することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

会 長

ありがとうございました。

ご異議ございませんので、原案を可とする旨、答申することに決定をいたします。

会 長

ありがとうございました。

それでは、本日の案件は以上でございますので、事務局に以降の進行をお返しします。

事 務 局

会長どうもありがとうございました。

(閉会のことば)

事 務 局

ありがとうございました。委員の皆さまも長時間に渡りご審議賜り誠にありがとうございました。これもちまして、令和3年度第2回一宮市都市計画審議会を終了させていただきます。

また、次回の一宮市都市計画審議会を3月下旬に開催を予定致しております。開催日時にあたりましては、詳細が決まりましたら改めてお知らせ致しますので宜しくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

閉 会

午後3時10分